

「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」に関するコメント

2009 年 4 月 6 日
(社)日本経済団体連合会
経 済 第 二 本 部

【論点 1】退職給付債務及び勤務費用の会計処理

[論点 1-1] 予測単位積増方式による測定方法の見直し

実際の退職給付の支払いは退職時における退職給付額に基づいて行われるが、退職給付の支給倍率は、昇給により勤務期間と共に増加することが一般的である。そのため、退職給付債務は将来の昇給による増加を見込むべきであり、その測定については将来の昇給を反映させる予測単位積増方式が合理的である。仮に、国際的な議論において、公正価値評価など、新たな測定手法が導入される場合には、日本企業が国際的な比較の中で不利な取り扱いを受けることがないよう、わが国に導入されている退職給付制度への適用について、改めて検討することは必要である。

[論点 1-2] 退職給付債務及び勤務費用の測定方法

・期間帰属

第 29 項では「長期勤続者を相対的に優遇する制度の減少」を指摘しているが、大きくプレゼンスを失ったとは言い難く、現時点で長期勤続者を相対的に優遇する全ての制度に対して給付算定式を適用することは、合理的ではないと考える。また、給付算定式と定額法を組み合わせる場合でも、給付算定式から「著しく高水準の給付を生じさせる期間」を特定することは通常困難であり、実務的な視点からも期間定額基準の有用性は高い。長期勤続者を優遇しない制度においても、期間定額基準と給付算定式の間の差異は小さいことを踏まえれば、既に我が国において普及している期間定額基準の適用も認めるべきである。

なお、わが国の退職給付制度の制度設計はバリエーションが豊富であることから、仮に、給付算定式による期間帰属を検討するとしても、いずれの制度においても当該期間帰属が適合的であるか、十分に検討することが必要である。

・予定昇給率

わが国では退職給付額のベースアップは組合との団体交渉で決定する場合が一般的であり、一般物価水準やインフレーションによるベースアップは必ずしも前提とされていない。そのため、予定昇給率に対して、画一的に一般物価水準やインフレーションによるベースアップを織り込むことは望ましくなく、現行の取扱いで問題ないものとする。

- ・割引率

割引率は、退職給付債務の測定結果に重要な影響を及ぼすため、日本企業が国際的な比較の中で不利な取扱いを受けることがないように慎重に検討すべきである。論点整理では「国際的な会計基準の取扱いと比べた場合、割引率の設定にあたって給付ごとの支払いの見積時期や給付金額を考慮していない点で相違があるという意見がある」としているが、例えば、欧米の実務においても、そのような取扱いが一般的であるのかを確認することも必要である。

【論点 1-3】 小規模企業等における簡便法容認

原則法の適用は、小規模企業において相当の事務負担とコスト負担を生じさせ、また、結果として算出された退職給付債務が必ずしも合理的でないことも想定される。このため、引続き簡便法の適用を認める方向で検討すべきである。

【論点 2】 年金資産及び期待運用収益の会計処理

【論点 2-1】 期待運用収益の取扱い

現行の基準では企業の主観により期待運用収益率を恣意的に選択することが可能であるため、企業の恣意性を排除できる期待運用収益率の設定方法を会計基準で明示すべきである。

【論点 2-2】 退職給付信託の取扱い

退職給付信託が退職給付に充てられることは、退職給付信託の定義（実務指針第7項）から明らかであり、第48項で示されている問題を理由に、退職給付信託を年金資産に加えることが不適当と結論づける合理性は乏しいといえる。

なお、わが国会計基準での「年金資産」および「退職給付信託が年金資産に該当するため」の要件が、諸外国の定義と著しく異なるものでは無いと理解するが、今後の国際的な議論の過程で、わが国の退職給付信託が年金資産として認められないという懸念が生じるのであれば、その影響が大きいことから、年金資産の概念や定義について至急整理が必要である。

【論点 3】 貸借対照表で計上する退職給付に係る負債

【論点 3-1】 年金資産と退職給付債務の総額表示

年金資産は、退職給付の債務履行にのみ使用されることが担保されており、企業は年金資産を自身の事業等に使用することはできず、基本的に支配権を持ち得ない。そのため、これを収益獲得のために保有する一般の資産と同様に企業の貸借対照表に計上することには問題があり、かえって財務諸表利用者に誤解を与える恐れがある。財務諸表の利用者の混乱を避けるためにも、総額表示ではなく、純額表示を維持し、注記で総額を表示する現行の方法が望ましい。

〔論点 3-2〕 制度の積立状況の貸借対照表での計上

総額表示は過剰であるものの、さらに未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異についても引当残高に加減するわが国会計基準の取扱いは、財務諸表利用者にとって理解しづらいものとなっている。退職給付債務から年金資産を控除した制度の積立状況を引当額とすることで、財務諸表の理解可能性の改善を図ることは有益であり、国際的な議論と歩調をあわせて検討すべきである。

【論点 4】 数理計算上の差異と過去勤務債務の会計処理

〔論点 4-1〕 数理計算上の差異の会計処理

数理計算上の差異は、資産及び負債の再測定による変動額であり、マネジメントのコントロールが及ばない、会社の事業活動の成果との関係が低い領域である。遅延認識を廃止した場合、毎期の財務諸表が当該費用の影響を大きく受ける可能性が高く、期間の企業活動の成果を示す財務情報の有用性や、時系列・企業間の比較可能性が著しく損なわれてしまう。また、数理差異の変動が、短期の企業業績に与えるインパクトがあまりに大きいと、企業の福利厚生制度に関する意思決定を過度に消極的な方向に導くことも懸念される。

重要な業績指標である純利益の有用性を維持するためには、数理計算上の差異を即時認識すべきではなく、リサイクルを通じて長期的に損益として認識すべきである。

〔論点 4-2〕 重要性基準と回廊アプローチ

重要性基準の廃止を議論するのであれば、わが国における退職給付会計の重要性基準の運用と、国際的な会計基準の一般実務における重要性基準の運用についての相違を吟味すべきである。欧米においては、退職給付債務についての重要性基準が明示されていないにもかかわらず、会計の一般実務における重要性基準により、わが国と類似した運用がなされている可能性も考えられる。仮に、重要性基準を廃止する場合は、日本企業が国際的な比較の中で不利な取り扱いとならないようにすることが必要である。

〔論点 4-3〕 過去勤務債務の会計処理

給付利率の変更等によって過去から将来までの長期に渡って発生する影響額を、一時点で全額計上することは期間損益を大きく歪め、財務諸表の有用性を大きく損ねてしまう。過去勤務債務についても、数理計算上の差異と同様に遅延認識すべきである。

【論点 5】 損益計算書における退職給付費用に係る表示

退職給付会計においては、将来の退職給付債務に対応する資産として年金資産があり、その時価変動の結果として数理計算上の差異が生じる。また、将来の退職給付債務及び年金資産を適切に把握するために、それぞれ利息費用と期待運用収益が存在する。これらの勤務に関連するもの以外の費用もまた、長期的には退職給付のために不可避免的に発生する費用であり、これらはリサイクルを通じて長期的に損益として認識されるべきものである。よって、退職給付費用については一括して営業損益に計上すべきである。

【論点 6】 退職給付（給付建制度）に係る表示

企業年金の状況など財務諸表の利用者にとって有益な情報となりうる開示については、欧米での議論を踏まえ、拡充を検討することは必要である。ただし、財務諸表作成者に過大なコスト負担とならないよう、コスト・ベネフィットを十分検討することが必要である。

【論点 7】 清算と縮小の会計処理と表示

給付利率の変更等によって現在の従業員による将来勤務に係る給付を減額させるような改訂を行う場合、その影響は将来にわたり従業員の勤労意欲の減退をもたらすものであることから、論点 4-3 で示したとおり、遅延認識とすべきである。なお、縮小についての論点を取り上げるのであれば、論点 1-2 と併せて検討すべきである。

【論点 8】 キャッシュ・バランス・プランの会計処理と表示

わが国のキャッシュ・バランス・プランについては、第 134 項に記載の通り、法令上、株価指数等の収益に連動するような制度が認められていないため、IASB の「IAS19 従業員給付の予備的見解」（2008 年 3 月）で指摘されているような問題は現時点では存在しないと考える。

また、第 136 項に述べられている問題は、キャッシュ・バランス・プランだけでなく、ポイント制の年金制度等でも生じうるため、キャッシュ・バランス・プラン単独の問題として捉えるのではなく、論点 1 に挙げられた退職給付債務の測定の問題として、包括的に議論すべきである。

以 上